

事前登録手続について

熊本地方検察庁

1 事前登録対象者等

当庁の記者会見に参加するためには、事前登録が必要です。

この事前登録は、次の①ないし⑥の会員社（以下「各会員社」という。）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者において行うことができます。

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
- ⑧ 以上のほか、①ないし⑦に該当しない記者で、各会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
なお、各会員社に所属する記者の事前登録は、1社につき3名までとさせていただきます。

また、記者会見場の収容可能人員に限りがあることから、記者会見への参加希望者が多数の場合には、事前登録した記者であっても、抽選又は受付順等の適宜の方法で参加人員を限らせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

2 申請方法

- (1) 申請者は、以下の書類全てを「熊本地方検察庁検察広報官」宛てに郵送してください。

ア 登録申請書

【登録申請書】

イ 各会員社に所属する記者は、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、上記1⑦に該当する記者は、外国記者登録証の写し、上記1⑧に該当する記者は、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピーをお願いします。）

なお、各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真（4.5cm×3cm）1枚を添付

ウ 上記1⑦に該当する記者は、次の(ア)に掲げるもの、上記1⑧に該当する記者は、次の(ア)及び(イ)に掲げるもの（ただし、既に当庁以外の検察庁において記者会見に参加するための登録を済ませた記者は、提出を要しない。）

(ア) 直近3か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも毎月当たり1記事、計3記事以上）の写し

(イ) 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書

【証明書ひな形】

なお、必要に応じて、別途必要書類の提出を求める場合がありますので、御承知おき願います。

(2) 本事前登録の申請期限は、令和6年5月24日（金）（消印有効）です。

3 登録手続完了のお知らせ

上記登録申請を行ったものの、登録対象者として認められなかった方には、6月中旬ころ発送予定の文書にてその旨お知らせします（登録者へのお知らせはありません。）。

4 登録の更新手続について

当庁において登録した記者については、毎年5月頃に登録の更新手続が必要となります。

更新手続の詳細は、おって御連絡します。

5 記者会見等への参加手続

具体的な記者会見への参加手続等については、おって適宜の方法でお知らせします。

6 登録申請書郵送及び問い合わせ先

〒860-0078 熊本市中央区京町1丁目12番11号

熊本地方検察庁 検察広報官 宛て

電話 096-323-9030 内線421

（メール・FAXでの問い合わせには応じておりません。）